

【知財探偵の事件簿 [ファイル6] 東京地裁令和6年7月8日判決：牧野日本植物圖鑑事件】



知財探偵の深知花だ。今回は「書籍のタイトルが不正競争防止法上の商品等表示に該当するか？」が争われた事件を紹介しよう。今日の事件の鍵は何か？^{はった}発太君。

「書籍のタイトルは自他識別力を備えるか？」が鍵です。自他識別力とは自分が提供する商品や営業と他人が提供するそれとを区別する力のことですね、先生。



中川特許事務所・弁理士
中川浄宗

1. 事件のあらすじ

原告Xは出版社であり、昭和15年に植物学者の牧野富太郎による著書「牧野日本植物圖鑑（初版）」を出版した後、「牧野日本植物圖鑑（改訂版）」のようにタイトルに牧野の姓を含む8種類の植物図鑑（X図鑑）を出版しました。

被告YはXの元従業員であり、令和5年4月28日に「三四郎書館」の名称で、牧野富太郎を著者とする「オリジナル普及版 牧野日本植物圖鑑」と題する書籍（Y書籍）を出版しました。Y書籍は昭和18年に刊行されたX図鑑の初版3刷を複製したものです。

Xは、Y書籍の「牧野日本植物圖鑑」なる表示（本件題号）は不正競争防止法（不）2条1項1号または2号所定の「商品等表示」に該当し、本件題号を付けたY書籍の出版および販売は不正競争行為に当たると主張して、Yに本件題号の使用の差止めを求めるとともに、損害賠償を求めて提訴したのが本件です。



2. 裁判所の判断

裁判所は以下のように述べて、Xの請求を棄却しました。

■事件の鍵について

「（不2条1項1号及び2号における）『商品等表示』とは、商品又は営業を表示するものであるから、出所表示機能を有するものに限られるというべきである。そして、書籍には発行者等の表示が付されるのが通例であり、書籍の出所は、一般に上記発行者等の表示が示すものであるから、書籍の題号は、その書籍の内容を示すものにすぎず、出所表示機能を有するものとはいえない。

そうすると、書籍の題号は、特段の事情がない限り、同各号にいう『商品等表示』に該当しないと解するのが相当である。

これを本件についてみると、……『牧野日本植物圖鑑』という本件題号は、牧野執筆に係る日本の植物図鑑という書籍の内容を端的に示すものにすぎず、牧野という執筆者に特徴があるのは格別、書籍の題号としてはありふれたものであるから、本件題号には出所を示すような顕著な特徴はない。

そして、……一般に題号を同じくする書籍であっても、別々の発行者等により発行されているものも少なからず存在することが認められる。当該認定に係る取引の実情に鑑みると、本件題号に接した需要者又は取引者が、これを書籍の出所を示すものとして直ちに理解するものとはいえない。

これらの事情を踏まえると、本件題号は、出所表示機能を有するものとはいえず、上記特段の事情があるものと認めることはできない。

したがって、本件題号は、不競法2条1項1号又は2号にいう『商品等表示』に該当するものと認めることはできない。

3. 解決編

■事件の鍵について

本件で問題になった「混同惹起行為」（不2条1項1号）とはA社の周知な商品等表示と同一または類似の表示をB社が使用するなどしてA社が提供する商品などであると誤認させることであり、「著名表示冒用行為」（同2号）とはA社の著名な商品等表示と同一または類似の表示をB社が自らの表示として使ったりすることです。

このようなA社の周知または著名な商品等表示には「このマークが付いている商品は品質が良い」といった業務上の信用が蓄積されており、お客を呼び込むことができる顧客吸引力を発揮します。このような業務上の信用や顧客吸引力を保護すべく、不正競争防止法は混同惹起行為や著名表示冒用行為を規制しているのです。

本判決が述べるように、「牧野日本植物圖鑑」は牧野氏が執筆した日本の植物の図鑑であるといったその書籍の内容を端的に示すものにすぎません。また「まんが日本の歴史」や「マンガ世界の歴史」のように同じタイトルの書籍が複数の出版社から出版されているという実態もあります。そして、一般に書籍の提供元を示す表示は、X図鑑でいえば「北隆館」であって、Y書籍でいえば「三四郎書館」といった出版社の名称なのです。

そうすると、「牧野日本植物圖鑑」にはX図鑑とY書籍とを区別する自他識別力がありません。したがって、「牧野日本植物圖鑑」はXの業務上の信用が蓄積されるものではなく、X図鑑への顧客吸引力も発揮しません。つまり、不正競争防止法によって保護すべき利益がないのです。

また、「牧野日本植物圖鑑」のようにその書籍の内容を端的に示すだけの表示をXに独占させることも適切ではありません。なぜならば牧野氏が執筆した日本の植物の図鑑を出版するのであれば、みんな「牧野日本植物圖鑑」のようなタイトルを付けたいと思うはずで、もし、このようなタイトルが特定の出版社によって独占されてしまったら、別の出版社は無理やり別のタイトルを付けなければならなくなってしまいます。

もともと、書籍などの著作物のタイトルがすべて商品等表示に該当しないというわけではありません。例えば、「スイングジャーナル青春編・大阪編」なる書籍のタイトルにつき（東京地裁平成11年2月19日判決：スイングジャーナル事件）、「VOUGE」なる雑誌のタイトルにつき（東京地裁平成16年7月2日判決：ラヴォーグ南青山事件）、「ファイヤーエムブレム」ないし「エムブレム」なるTVゲームソフトのタイトルおよびその略称につき（東京高裁平成16年11月24日判決：ファイヤーエムブレム事件）、それぞれ商品等表示に該当すると判断されています。本件の「牧野日本植物圖鑑」のように当該作品の内容を直接的に表すといったタイトルでなければ、自他識別力を備えることは十分にあり得るのです。



作品のタイトルだから保護しないのではなく、あくまでも自他識別力を備えないから保護しないのですね。本稿のタイトルはその力を備えているのでしょうか？

識別力は商標登録の要件でもあるから（商3条）、試しに「知財探偵の事件簿」で商標登録出願してみるか。特許印紙代は発太君のバイト代から引いておこぞ！

